

松江市告示第 210 号

松江市特産物生産・消費拡大推進事業等補助金交付要綱（平成 17 年松江市告示第 196 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。		第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。	
略		略	
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	(1) 略 (2) <u>定植面積拡大助成事業</u> 補助年度内における雲州人参の <u>定植面積の拡大</u> (3) 略	補助金の交付対象である事務又は事業の内容	(1) 略 (2) <u>生産促進事業</u> 補助年度内における雲州人参の <u>作付</u> (3) 略
補助金の交付の率又は金額	次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 活動支援事業 特産物の生産技術の確立及び生産拡大のために行う調査、研修及び普及活動に係る経費並びに消費拡大のためのPR及び	補助金の交付の率又は金額	次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 活動支援事業 特産物の生産技術の確立及び生産拡大のために行う調査、研修及び普及活動に係る経費並びに消費拡大のためのPR及び

	<p>調査活動に係る経費の2分の1____の額(1,000円未満切捨て)とする。ただし、国又は県から同一事業内容の補助金を受ける場合は、6分の1____の額(1,000円未満切捨て)とする。</p> <p>(2) <u>定植面積拡大助成事業</u></p> <p>ア <u>わら屋根方式 拡大した定植面積(0.1アール未満切捨て)に1アール当たり4万3,000円を乗じて得た額とする。</u></p> <p>イ <u>パイプハウス方式 拡大した定植面積(0.1アール未満切捨て)に1アール当たり10万3,000円を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(3) <u>特産物加工品開発支援事業</u> 特産物を加工し、商品を開発するための研究、試作等に要する経費の3分の1____の額(1,000円未満切捨て)とし、100万円を上限とする。</p>		<p>調査活動に係る経費の2分の1<u>以内</u>の額(1,000円未満切捨て)とする。ただし、国又は県から同一事業内容の補助金を受ける場合は、6分の1<u>以内</u>の額(1,000円未満切捨て)とする。</p> <p>(2) <u>生産促進事業 作付面積(0.1a未満切捨て)に1a当たり2万6,000円以内の額を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(3) <u>特産物加工品開発支援事業</u> 特産物を加工し、商品を開発するための研究、試作等に要する経費の3分の1<u>以内</u>の額(1,000円未満切捨て)とし、100万円を上限とする。</p>
	略		略
終期	令和6年3月31日	終期	令和5年3月31日

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。